

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	特別会計の設置に関する条例		
条 例 番 号	昭和 39 年神奈川県条例第 75 号	法 規 集	第 3 編第 3 章
所 管 部 局 室 課	政策部財政課		
条 例 の 概 要	地方自治法第 209 条第 2 項の規定に基づき、特別会計の設置に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔 現在でも 必要な 条例か。 〕	この条例により神奈川県公債管理特別会計等11の特別会計を設置しているが、いずれも一般会計と区分して経理する必要があるものである。 この条例は、地方自治法第 209 条第 2 項の規定に基づき、特別会計の設置に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 〔 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 〕	この条例により設置されている 11 の特別会計は、それぞれの特別会計の設置目的を達成するために有効に活用されている。	
	効率性 〔 現行の内 容で効率 的といえ るか。 〕	この条例により設置されている 11 の特別会計は、一般会計と区分して経理する必要があるものに限定されており、過不足のないものとなっていることから、効率的といえる。	
	基本方針適合性 〔 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 〕	地方自治法の規定に基づき、特別会計の設置に関し必要な事項を定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 〔 憲法、法 令に抵 触しな いか。 〕	地方自治法第 209 条第 2 項の規定に基づいた条例であり、憲法、法令に抵触しないものである。	
	その他		
	見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由
改正・廃止を検討する。		現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>